

# 質 問 書

平成28年3月16日

〒060-0061  
札幌市中央区南一条西六丁目21番地1  
キタコー株式会社  
代表取締役社長 草野浩平 殿

内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道  
理事長 向田直範

〒060-0004  
札幌市中央区北4条西12丁目ほくろビル4階  
TEL : 011-221-5884 FAX : 011-221-5887

拝啓 時下益々ご清祥のことと存じます。

1 当NPO法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じて、消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活専門相談員、学者、弁護士、司法書士など消費者問題専門家により構成されているNPO法人です（詳細は当法人のホームページ（URL：<http://www.e-hocnet.info/index.html>）をご参照ください。）。

また、当NPO法人は、平成22年2月25日からは平成21年6月に施行された「改正消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣の認定を受け、差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差し止め請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務）を行う「適格消費者団体」としての活動も開始しております。

- 2 さて、貴社が現在賃貸されています名称：バロンドール（所在地：札幌市北区北八条西四丁目20番地1、構造：鉄筋コンクリート造15階建）の町内会費に関し、次のとおり質問させていただきます。

当NPO法人が把握しておりますところでは、貴社が締結された上記建物の賃貸借契約書において町内会費月額300円と記載されているところ、当該地域を管轄する鉄西第9・10地区町内会会費算出基準表では、賃貸マンションのうち40戸以上の場合は月額40円とされています。

そこで、①前述した賃貸借契約書の町内会費と町内会会費算出基準表との月額260円の差額は一体なぜ発生しているのか、②これまで上記建物の賃借人から貴社が受領していた町内会費は全額が鉄西第9・10地区町内会に支払われているか、③仮に貴社が賃借人から受領した町内会費のうち上記町内会に支払われていない分があるとした場合、その金額と用途はどうなっているか、の3点を質問いたします。

- 3 つきましては、上記3点の質問に対し、文書にて、平成28年4月15日までに当NPO法人にご回答くださいますようお願いいたします。

なお、ご回答の有無及びご回答内容につきましては、当NPO法人の活動目的のため、公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

敬具